

安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業

第2回入札説明書等に関する質問及び回答

No.	図書名	頁	項目								タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)							
1	入札説明書	4	第2章	7							事業期間	ごみの外部搬出業務・処理業務を事業外としていただけないでしょうか。事業外とすることが不可の場合は単年度契約としていただけないでしょうか。	ごみの外部搬出は基幹的設備改良工事との一体業務となりますので、工事期間5年間の契約とします。
2	入札説明書	4	第2章	7							事業期間	ごみの外部搬出業務・処理業務の単年度契約が不可の場合は、物価変動に関して下記の指標を採用していただければ長期契約は可能と考えますが、いかがでしょうか。 ・日本銀行調査統計局:企業物価指数 ・厚生労働省発行:毎月勤労統計調査 ・三重統計情報:三重県最低賃金	ご提示された公的な指標に基づく物価スライドの適用については、本市との協議の上で採用することとします。
3	入札説明書	4	第2章	7							事業期間	ごみの外部搬出業務・処理業務の単年度契約を認めていただいた場合、入札金額は初年度のみの計上でよろしいでしょうか。	NO1参照
4	入札説明書	4	第2章	7							事業期間	焼却灰等の運搬業務・処理業務・資源化業務を事業外としていただけないでしょうか。事業外とすることが不可の場合は、契約期間について長期継続契約が困難である為、単年度契約への変更をお願いします。	焼却灰等の運搬業務・処理業務・資源化業務は、管理運営事業と一体とし、管理運営期間25年間の契約とします。なお、25年間の長期に及ぶ契約の為、契約期間中における契約内容の変更に係る協議を受け付けることとします。
5	入札説明書	4	第2章	7							事業期間	焼却灰等の運搬業務・処理業務・資源化業務の単年度契約を認めていただいた場合、入札金額は初年度のみの計上でよろしいでしょうか。	NO4参照
6	入札説明書	5	第2章	9	2)	(1)					本施設の設計・建設に関する業務	電力会社との諸手続(接続検討申込書、系統連系申込書、自家用電気使用申込書、パルス提供申込書、電気需給契約等)も貴市業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。	諸手続きについては本市が行いますが、接続のための書類作成、事前協議等については、事業者をお願いします。
7	入札説明書	6	第2章	9	2)	(2)	エ				売電に関する契約業務	売電に関する契約業務は貴市の業務範囲となつていますが、契約業務にかかる費用に関しても貴市の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	契約業務に係る費用は本市が負担します。
8	入札説明書	7, 8	第2章	11	1)						表3 特定部品リスト(し尿処理施設)	工事推奨の「○」の有無は何を意味しているのでしょうか。ご教示をお願いします。	現状、更新工事(管理運営業務編P55参照)が望ましい設備を参考として記載しています。
9	入札説明書	10	第3章								入札者の参加に関する要件等	事業期間が長期であるため、不測の事態の発生する恐れがあります。事業を継続させるため、入札参加資格審査の提出をしていない企業をバックアップ企業として認めていただけないでしょうか。	契約期間中における契約内容の変更に係る協議の際に、入札参加資格審査未提出の企業が参加することは受け付けます。
10	入札説明書	25	第5章	3	2)	(4)					ごみの外部搬出業務委託契約	「本契約は本市、管理運営事業者(SPC)を設立する場合は(SPC)、ごみの外部搬出事業者の間でごみの外部搬出に係る3者契約を締結することを予定」となっていますが、入札説明書添付資料-2(37～40頁)の「事業者の収入」では、建設業務費(ごみの外部搬出業務費、ごみの外部処理業務費含む)は、本市から建設事業者を支払われるとなっています。この部分の「管理運営事業者(SPC)を設立する場合は(SPC)」は、「建設事業者」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、入札説明書を修正します。

No.	図書名	頁	項目								タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)							
11	入札説明書	25	第5章	3	2)	(5)					ごみの外部処理業務委託契約	「本契約は本市、管理運営事業者（SPC を設立する場合は SPC）、ごみの外部搬出事業者の間でごみの外部搬出に係る3者契約を締結することを予定」となっていますが、入札説明書添付資料-2(37～40頁)の「事業者の収入」では、建設業務費（ごみの外部搬出業務費、ごみの外部処理業務費含む）は、本市から建設事業者を支払われるとなっています。この部分の「管理運営事業者（SPC を設立する場合は SPC）」は、「建設事業者」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、入札説明書を修正します。
12	入札説明書	25	第5章	3	2)	(7)					焼却灰等運搬業務委託契約	本市・管理運営事業者・焼却灰等運搬事業者の間で焼却灰等の運搬に係る3者契約を締結することを予定している。と記載されていますが、管理運営事業をJVにて契約する場合は、本市・JVの代表企業・焼却灰等の運搬に係る者の3者契約になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	入札説明書	26	第5章	3	2)	(8)					焼却灰等資源化業務委託契約	本市・管理運営事業者・焼却灰等資源化事業者の間で焼却灰等の資源化に係る3者契約を締結することを予定している。と記載されていますが、管理運営事業をJVにて契約する場合は、本市・JVの代表企業・焼却灰等の資源化に係る者の3者契約になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	入札説明書	26	第5章	3	2)	(9)					焼却灰等処分業務委託契約	本市・管理運営事業者・焼却灰等処分事業者の間で焼却灰等の処分に係る3者契約を締結することを予定している。と記載されていますが、管理運営事業をJVにて契約する場合は、本市・JVの代表企業・焼却灰等の処分に係る者の3者契約になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	入札説明添付資料-4	44	2	1)							添付資料表2 建設業務に係る対価	特別高圧接続検討の検討料及び工事負担金は本市が送配電事業者へ支払う。とありますが接続検討結果に基づく追加設備対応等費用は貴市へ別途ご請求できるものと考えてよろしいでしょうか。	通常接続検討で事業側に設備増強が必要となることは想定しておりません。しかし特別高圧接続引き込みで当然予想される、出力制御信号の受信などは事業者の想定範囲内とします。
16	入札説明添付資料-4	44	2	1)							添付資料表2 建設業務に係る対価	貴市にて接続検討を実施されているようでしたら、その結果をご教示願います。また、実施予定であれば、そのスケジュールをご教示願います。	事業者契約締結後早期に、事業者提案を踏まえ、接続検討を実施する予定です。
17	入札説明添付資料-4	45	2	2)							添付資料表3 管理運営業務委託費の算定方法	焼却灰等資源化業務委託費及び運搬業務委託費における物価改定について、落札者決定後に協議できることとなっていますが、消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均では実態を反映していないため、燃料等の指標も使用した新たな指標を提案させていただきます。	物価変動に基づく改定に用いる指標について、事業提案書に当該指標と合理的根拠を記載する場合、事業締結後に本市とその妥当性について協議を行うことが可能です。
18	入札説明添付資料-4	47	3	4)	(2)						業務委託費B(変動費Ⅱ) 焼却灰等の資源化委託費	各月の資源化量(実績値)は、実際に資源化された量ではなく、焼却灰を計量した量と考えてもよろしいでしょうか。(月末に搬入された焼却灰は翌月に資源化処理を行うため)	資源化量の実績値に応じて支払います。月末搬入分を翌月に処理した場合、翌月の資源化量としての支払いとなります。ただし、委託期間最終月に関しては、搬入量と置き換えて支払います。
19	入札説明添付資料-7	58									リスク分担	No.47「運営段階」「搬入管理」における計量業務の対応、住民からの受入れ一般ごみに関する処理不適物の対応に関しては、事業者にてマニュアルを作成し、貴市にご承認いただいた上でこれに則って対応していくことで「善良な管理者としての注意義務」を果たしていくことを想定しておりますが、よろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	2	第1章	第1節	1						施設整備基本方針 3.最終処分量の削減	貴市要求水準書における工事範囲・内容ですと、灰の発生量の削減に資するものではありませんが、本工事業所等外との認識でよろしいでしょうか。	落札者決定基準の評価対象項目で、灰の発生抑制に資する提案を求めています。

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第〇章	第〇節	1	(1)						
21	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	2	第1章	第1節	1					施設整備基本方針 4.災害時の施設機能の確保と防災拠点への関与	地域住民に必要な不可欠なライフラインを供給可能な機能を確保し(以下略)とありますが、具体的な内容は、事業者提案としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	2	第1章	第1節	1					施設整備基本方針 7.災害廃棄物の仮置き場の確保	本施設の災害時における安定的な稼働及び安全に廃棄物の集積ができる仮置き場を確保する。とありますが、基幹改良工事に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	仮置き場の確保に関しては、お見込みのとおりです。
23	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	3	第1章	第1節	2	1)				事業名	事業名は「安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事・管理運営委託事業」とされていますが、工事名は建設工事請負契約書(案)記載の「安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	4	第2章	第1節	1	2)				全体計画 蒸気タービン発電機の定格出力	蒸気タービン発電機の定格出力は6,000kW以上を確保することと記載されていますが、機器の定格出力が 6,000kW以上であればよく、発電電力量[kWh]の制約ではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、年間の発電量が最大となるような設備計画・運転計画としてください。 また、定格6,000kW以上の発電容量を確保できていることを、引き渡し性能試験の際に確認することとします。
25	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	4	第2章	第1節	1	6)				全体計画 将来の脱炭素化に向けた設備の増設	設備の増設等を考慮した計画とすること。とありますが、現時点では不明確であるため、本計画については別途協議としてよろしいでしょうか。	本市は、令和4年5月2050年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す自治体としてゼロカーボンシティ表明をしています。将来の脱炭素化を見据えた、設備導入を行える計画をご提案ください。なお、当該計画に関する本市との協議は受け付けます。
26	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	4	第2章	第1節	2	1)				工事計画 工事期間	本工事期間は令和8年5月から令和13年3月31日までとありますが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の要項に準拠するため、令和13年2月28日を竣工日としてよろしいでしょうか。	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の要綱に準拠するよう、補助対象工事については2月末日までに完了検査を終えられる工事工程としてください。基幹的設備改良工事契約期間は令和13年3月31日とします。
27	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	5	第2章	第1節	2	10)				工事計画 工事期間中の駐車場・資材置場	貴市の指定する箇所をご教示願います。なお、添付資料1の拡張予定区域が使用できるものと思慮しますが、当社の工事計画に影響が出ないよう協議させていただけますか。また、本施設外で利用可能な場所の斡旋は可能でしょうか。	お見込みのとおり添付資料1の拡張予定区域が指定箇所となります。 工事計画への影響を考慮するための協議については受け付けます。 本施設外における本市所有の利用可能場所はなく、斡旋は出来ません。
28	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	6	第2章	第2節	3	表3				搬入車両	各搬入車両の寸法図をご提供願います。	各搬入車両の寸法図については、対面的対話の際に資料閲覧の機会を設けます。
29	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	8	第2章	第2節	6	1)				燃焼室出口温度	上限の950℃以下は既設設計仕様等の条件と推察しますが、「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き(標準発注仕様書及びその解説)エネルギー回収推進施設編 ごみ焼却施設(第2版)(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)」においては燃焼室出口温度の上限値の記載はありません。また、現在の弊社基準でも1080℃を許容値としており、既設の管理値も1000℃となっていますので、上限950℃を削除願います。	本事業は基幹的設備改良工事であることから、既設条件とし、炉出口温度は800℃以上950℃以下とします。
30	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	8	第2章	第2節	6	1)				燃焼室出口温度	下限が800℃以上は焼却炉内の一部改造により、廃掃法における一般廃棄物処理施設設置届出の記載事項のうち、燃焼室の変更に該当してもごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)(衛環21号 H9.1.28公布)における燃焼設備の要件は既設炉の取扱いのままと考えてよろしいでしょうか。 また、一般廃棄物処理施設の届出は、今回変更届出であって設置届(新設)ではないとの認識でよろしいでしょうか。	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(新ガイドライン)(衛環21号 H9.1.28公布)における燃焼設備の要件は既設炉の取扱いとします。 一般廃棄物処理施設の届出は、変更届出(重大)となります。

No.	図書名	頁	項目								タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)							
31	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	9	第2章	第2節	8						CO2削減率	本項に、本工事前のデータは、本市が提供すると記載されていますが、今回の第2回質問回答の際にご提供いただけますでしょうか。	CO2削減効果の検証で使用する比較データは、今年度測定を行うため、事業契約締結後にデータを提供します。なお、本市が令和5年度行ったCO2削減率の試算結果について、対面的対話の中で閲覧の機会を設けます。
32	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	10	第2章	第2節	11	3)					災害対策	一般的に破砕機や排出コンベヤでの火災は粗大設備に係るものと認識しています(衝撃式の破砕機によるリチウムイオン電池からの発火等)。このため、焼却施設の破砕機(切断式)については火災対策設備や散水設備は不要と考えますが、よろしいでしょうか。また、散水設備の設置が必要な場合は、火災を確認したら手動でスイッチなどを押して散水する手動散水設備でよろしいでしょうか。	破砕機内部、排出コンベヤ等に消火設備を設けてください。なお、具体的な設備は、事業者提案とします。
33	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	14	第2章	第6節	1	2)	(3)				公害防止条件(騒音・振動)	騒音・振動が基準値を超えた原因が本工事対象外の場合は、保証事項から除外する。とありますが、超えた原因の調査費用は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として基準値を超えた原因の調査費用は事業者とします。
34	要求水準書(基幹的設備改良工事編)	14	第2章	第6節	1	2)	(5)				作業環境中のダイオキシン類	管理値を超えた原因が本工事対象外の場合は、保証事項から除外する。とありますが、超えた原因の調査費用は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	原則として管理値を超えた原因の調査費用は事業者とします。
35	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	18	第2章	第6節	表7						焼却施設引渡性能試験内容(2/3) 6. 焼却灰／炉底残さの熱しやく減量、飛灰の熱しやく減量	測定対象は、灰押出装置を通過する焼却主灰との認識でよろしいでしょうか。また、備考欄に「別途事業者が提案する受入先の基準」とありますが、P8第2章／第2節／6. 処理条件5) 焼却主灰熱しやく減量 3%以下との認識でよろしいでしょうか。また、飛灰の熱しやく減量は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	測定場所は事業契約締結後、本市が指示します。P8第2章／第2節／6. 処理条件5) 焼却主灰熱しやく減量 3%以下と事業者提案受け入れ先の厳しい方の値とします。飛灰に対する熱しやく減量の要求はありません。
36	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	18	第2章	第6節	表7						焼却施設引渡性能試験内容(2/3) 7. 炉底残さ	備考欄に「別途事業者が提案する受入先の基準」とありますが、P8第2章／第2節／7. 公害防止条件6) 焼却灰等基準(1)焼却灰等のダイオキシン類含有率基準は3ng-TEQ/g以下(参考値)との認識でよろしいでしょうか。	7. 公害防止条件6) 焼却灰等基準(1)焼却灰等のダイオキシン類含有率基準は3ng-TEQ/g以下と事業者提案受け入れ先の厳しい方の値とします。
37	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	19	第2章	第6節	表8						焼却施設引渡性能試験内容(3/3) 14. 緊急作動試験	定常運転時において、全停電緊急作動試験を行う、とありますが、定常運転時での実施は必須でしょうか。立上げ時のごみ供給開始直後など、負荷が低い状態での試験とすることはできるでしょうか。	記載通り定常運転時でお願いします。
38	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	20	第2章	第7節	1						契約不適合責任	契約不適合責任期間は設計、施工の契約不適合箇所が改善されてから改めて起算されますが、この改めて起算される契約不適合責任の対象は、改善された契約不適合箇所のみとの理解でよろしいでしょうか。	あずまやについて、構造物の修繕は所掌範囲に含みませんが、清掃・巡視は事業者の所掌範囲とします。
39	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	20	第2章	第7節	1						契約不適合責任	契約不適合責任期間は設計、施工の契約不適合箇所が改善されてから改めて起算されますが、例えば設計の契約不適合責任期間は、最初の引渡し後10年が経過する直前で不適合箇所を改善し、その後も同様の時期に改善をした場合、契約不適合責任期間は最初の引渡しから約30年となってしまいます。一方でごみ焼却施設の運営期間は25年であり、場合によっては改良工事における契約不適合責任が運営期間を超えてしまうことも想定されます。これらのことを考慮すると契約不適合責任期間の更新は1回になるとの理解でよろしいでしょうか。	契約不適合責任が運営期間を超えることが想定される場合は、別途本市と協議を行うこととします。
40	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	20	第2章	第7節	1	2)	(1)				施工の契約不適合責任 プラント工事関係	但書の「重大な契約不適合があった場合」の「重大な」は、故意又は重過失にもとづく契約不適合責任と同義との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)						
41	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	22	第2章	第8節	表9					工事範囲の概要(1/2) 排ガス冷却設備 ボイラ	燃焼室の一部であるボイラの更新に伴い、廃掃法における一般廃棄物処理施設変更届出ならびに、この届出に伴う生活環境影響調査の必要があると考えますが、この調査の実施は貴市で実際されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	23	第2章	第8節	表10					工事範囲の概要(2/2) 土木建築工事 煙突補強工事	煙突の耐震補強とありますが、建屋の重要度係数は既設と同じI=1.0でよろしいでしょうか。I=1.25ですと、基礎杭補強が必要となりますが、煙突基礎の一部が工場棟基礎の下部にあるため、施工できないものと考えます。	基礎杭補強工事が施行できないことについては了承しますが、煙突の耐震性能は、施設整備基本方針に沿った設計としてください。なお、要求水準書第4章第1節に示すとおりごみ焼却施設建屋の重要度係数は1.25とします。
43	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	25	第2章	第9節	5	3)				竣工原因及び電子データ	電子データ以外に竣工原因の提出も必須でしょうか。また、竣工原因と竣工図の違いをご教示願います。	竣工原因の提出は不要とします。なお、要求水準書を修正します。
44	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	31	第2章	第12節	4	6)				発生材の処理	再資源化可能な鉄類、アルミ類等の有価物収入は事業者の収入として処理を行ってよろしいでしょうか。	可能としますが、有価物収入がある場合は、本市と協議することとします。
45	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	32	第2章	第12節	4	15)				工事用車両について	工事用車両の待機場所について指定する場所をご教示願います。また仮設用地として使用可能な別途市有地の貸与を希望します。	No.27参照
46	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	32	第2章	第12節	4	18)				資材置き場の使用範囲について	要求水準書添付資料-1「事業実施区域平面図」の拡張予定区域のうち、仮設用地(駐車場、資材置き場)として使用可能な範囲をご教示願います。	拡張予定区域全域となります。
47	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	33	第2章	第12節	6	1)				「生活環境影響調査書」について	「生活環境影響調査書」に記載予定の配慮事項についてご教示願います。	生活環境影響調査報告書について、令和7年9月末完成予定のため、対面的対話の際に閲覧機会を設けます。
48	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	36	第3章	第1節	4					塗装	電線管類については、亜鉛めっき鋼管を使用する場合、塗装は無しでよろしいでしょうか。尚、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 第7節 塗装工事の一般事項には「(イ) めっき又は塗装された面」は塗装対象から除かれております。	電線管類は、塗装を実施しないものとします。但し、設備信頼性や塗装計画との整合性を確保する上で必要な場合には、塗装仕様の電線管類との適合性に問題が無いことを前提として、塗装を実施するものとします。
49	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	37	第3章	第1節	5	1)				機器構成	主要な機器の運転操作は、必要に応じて切換方式により中央制御室から遠隔操作と現場操作が可能な方式とすること。とありますが、切替方式は現場から遠隔操作と現場操作の切り替え可能な方式でよろしいでしょうか。	切替方法は、作業の安全性等を考慮し、受注後の設計協議によるものとします。
50	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	38	第3章	第2節	2					外部搬出用積み替え設備【仮設】	本設備の出来高は、仮設据付完了、仮設撤去完了の二点でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	39	第3章	第3節	1					焼却炉本体	焼却炉本体は、エネルギー回収率の増強を図るために水管壁に改造する。とありますが、エネルギー回収率は入熱に対するボイラ発生蒸気量及びそのエンタルピーの積にて確認を行うことでよろしいでしょうか。また、その条件で既設エネルギー回収率よりも増強できる条件で、水管壁の改造範囲は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	エネルギー回収率は、要求水準書の用語の定義にのっとります。既設よりもエネルギー回収率を増強できる条件において水管壁の改造範囲は事業者提案とします。
52	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	42,43	第3章	第4節						1. ボイラ本体【更新】 5)主要機器 (4)安全弁用サイレンサ 3. ボイラ安全弁用消音器【更新】	安全弁用サイレンサとボイラ安全弁用消音器の違いをご教示願います。また、安全弁用サイレンサのマグネット式とはどのような方式かご教示願います。	(4)安全弁用サイレンサを削除願います。なお、要求水準書を修正します。

No.	図書名	頁	項目								タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)							
53	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	42	第3章	第4節	1	6)					ボイラ本体制御方式およびシステム	制御用電算機による全自動とし、中央制御室からの遠隔操作および現場での制御も可能なものとすること。とありますが、現場での制御とは各機器の運転・停止との解釈でよろしいでしょうか。蒸気や圧力等の制御は中央監視制御装置(DCS等)での制御となります。	お見込みのとおりです。
54	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	45	第3章	第4節	6						高圧蒸気復水器【撤去】	本装置は低圧蒸気復水器の能力増強を図るために撤去となっていると推察します。既設低圧蒸気復水器の設置範囲で所定の復水能力増強が図れる場合、事業者提案として残置することでもよろしいでしょうか。 また、上記の場合で高圧蒸気復水器を撤去する際は補助金は交付対象外になると考えます。	可能としますが、残置した設備による影響があった場合は、事業者が責任をもって対応することとします。
55	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	48	第3章	第5節	3						アンモニア気化器【撤去】	『蒸気式ガス再加熱器は撤去する。』とありますが、『アンモニア気化器は撤去する。』と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	49	第3章	第5節	5						無触媒脱硝装置【新設】	薬品貯留量の7日分は、2炉基準ごみ定格処理時の必要量にて算出することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	59	第3章	第9節	1						非常用上水受水槽【新設】	上水貯留量の7日分は、2炉基準ごみ定格処理時の必要量にて算出することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	61	第3章	第10節	10-1	2					特別高圧変圧器【新設】	P.10に記載されている「機器側における騒音が約80dB(騒音源より1mの位置において)」ですが、メーカー標準品などで機側騒音が超える可能性がある場合、作業環境及び敷地境界における騒音の基準を遵守することよろしいでしょうか。	機側1mにて約80dBを超える機器については、作業環境及び敷地境界における騒音の基準を遵守するような対策を講じてください。
59	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	62	第3章	第10節	10-1	4	5)	(5)			高圧配電設備【更新】 特記事項(5)	「盤面には開・閉表示灯、故障表示灯、操作スイッチ、操作場所切替スイッチを設置すること。」とありますが、既設は中央制御室からの操作は無く、状態監視表示のみのため、既設同様としてよろしいでしょうか。	既設同様以上とします。
60	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	62	第3章	第10節	10-1	4	5)	(8)			高圧配電設備【更新】 特記事項(8)	「予備配電回路を設置すること。」とありますが、本予備回路を実装するために高圧盤の面数が増加になる場合も設置する必要はあるのでしょうか。 また、容量はどの程度を想定しておけばよろしいでしょうか。	予備回路の容量及び数量は、本市と協議を行い決定することとします。
61	要求水準書(基幹の設備改良工事編)	63	第3章	第10節	10-1	5	4)	(2)			高圧進相コンデンサ盤【更新】 特記事項(2)	「力率改善は、本コンデンサによって95%以上(目標値)になるよう自動調整すること。」とありますが、発電機解列時は高圧進相コンデンサによる力率改善を行い、発電機との並列運転中は発電機による制御で受電点の力率を調整とすることよろしいでしょうか。	発電機運転時は発電機も含めた設備で力率調整を行ってください。
62	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	64	第3章	第10節	10-1	7	5)	(1)			プラント用動力変圧器【更新】 特記事項(1)	「容量は、最大負荷時に対して十分な容量を確保すること。」とありますが、10%程度の裕度でよろしいでしょうか。	20%確保ください。なお、最大負荷を考えると、モーターの起動電力等を十分考慮に入れてください。
63	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	64	第3章	第10節	10-1	9	5)	(1)			200V系動力変圧器【更新】 特記事項(1)	「容量は、最大負荷時に対して十分な容量を確保すること。」とありますが、10%程度の裕度でよろしいでしょうか。	NO63参照
64	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	65	第3章	第10節	10-1	11	5)	(1)			単相変圧器【更新】 特記事項(1)	「容量は、最大負荷時に対して十分な容量を確保すること。」とありますが、10%程度の裕度でよろしいでしょうか。	NO63参照
65	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	66	第3章	第10節	10-1	13	5)	(1)			非常用動力変圧器【新設】	「容量は、最大負荷時に対して十分な容量を確保すること。」とありますが、10%程度の裕度でよろしいでしょうか。	NO63参照
66	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	69	第3章	第10節	10-1	19					進相コンデンサ【撤去】	既存進相コンデンサやその他撤去機器等においてPCBが含まれていないと考えてよろしいでしょうか。含まれている場合は貴市の保管とし、場内指定場所までの搬出とさせていただきます。	既存進相コンデンサはPCBが含まれていないことを確認しております。
67	要求水準書 (基幹の設備改良工事編)	72	第3章	第10節	10-2						低圧配電盤設備	「本設備は中央制御室の電力監視盤にて監視を可能とすること。」とありますが、中央制御室での監視とは警報関係との認識でよろしいでしょうか。既設は、プラント400V動力主幹盤のみ状態監視表示しているため、既設同様としてよろしいでしょうか。	監視内容及び表示内容は、既設同様以上とします。

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)						
68	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	72	第3章	第10節	10-2	1	5)	(1)		プラント 400V 動力主幹盤 【更新】 特記事項(1)	「将来増設用の予備を設けること。」とありますが、容量と数量をご教示願います。	容量及び数量は、本市と協議を行い決定することとします。
69	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	73	第3章	第10節	10-2	2	5)	(1)		建築系 200V 動力主幹盤 【更新】 特記事項(1)	「将来増設用の予備を設けること。」とありますが、容量と数量をご教示願います。	容量及び数量は、本市と協議を行い決定することとします。
70	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	73	第3章	第10節	10-2	3	5)	(1)		単相主幹盤【更新】 特記事項(1)	「将来増設用の予備を設けること。」とありますが、容量と数量をご教示願います。	容量及び数量は、本市と協議を行い決定することとします。
71	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	74	第3章	第10節	10-2	4	5)	(1)		非常用動力主幹盤【更新】 特記事項(1)	「将来増設用の予備を設けること。」とありますが、容量と数量をご教示願います。	容量及び数量は、本市と協議を行い決定することとします。
72	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	80	第3章	第10節	10-3	10	1)			押込送風機インバータ盤 【新設】 1)形式	形式は[屋内鋼板製壁掛型]とされていますが、事業者の提案により自立型としてもよろしいでしょうか。また、設置場所を変更してもよろしいでしょうか。	[]書きで仕様が示されているものは、本市が標準仕様として考えるものですが、事業者の提案を妨げるものではありません。同等品や同等以上の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、本市が妥当と判断した場合は、変更可能とします。
73	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	81	第3章	第10節	10-3	12				現場制御盤(装置付属制御盤)	表中で【更新】【撤去】が記載されている盤のみ更新、撤去対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	81～88	第3章	第10節	10-3	13				現場操作盤	現場操作盤の仕様(寸法、操作スイッチ 個数/面、切替スイッチ 有無/面)について、既設と異なる盤があります。別途協議とさせていただくことは可能でしょうか。	現場操作盤の仕様(寸法、操作スイッチ 個数/面、切替スイッチ 有無/面)が、既設と異なる場合は本市との協議可能とします。
75	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	88	第3章	第10節	10-4					発電設備	詳細については、電力会社と事前に協議すること。と記載がありますが、事前とはいつのことになるのでしょうか。契約後に電力会社と手続きを実施した際に仕様変更を求められた場合にかかる費用については貴市にて精算していただけるということでもよろしいでしょうか。また、協議により受電が予定日にできない場合の責任は、事業者にはないものと考えてよろしいでしょうか。	事前とは、事業者契約後になります。事業者提案から大きな変更があった場合は、本市と協議を実施することとします。
76	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	91	第3章	第10節	10-6					ケーブル工事、電線工事	経年変化による絶縁抵抗値等の管理は貴市で実施されていることから、経年劣化の兆候が見られるケーブルをご教示していただくことは可能でしょうか。ご教示いただけない場合は、機器の撤去・更新等に伴うケーブルで、既存ケーブルを流用するものは離線前・後に絶縁抵抗測定を行い、離線前に規定値以下と判定された是正は本工事対象外とします。	機器の撤去・更新等に伴い必要となるケーブル工事や電線工事は、基幹的設備改良に必要な工事として、本工事の対象とします。
77	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	91	第3章	第10節	10-6					ケーブル工事、電線工事	エコケーブルについては、社会情勢などにより納期が工程を満足できない場合、適宜、代替品を選定し承諾を得るものとしてもよろしいでしょうか。	本市との協議により決定します。
78	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	92	第3章	第11節	1	1)				共通事項1)	「既存の中央監視制御装置(DCS)を撤去し、各系統の分散形デジタル制御システム(DCS)を主体としたシステムに更新すること。」とありますが、オペレータステーション及びエンジニアリングステーションのデスクは、既設流用してもよろしいでしょうか。	既設のオペレータステーション及びエンジニアリングステーションのデスク更新等は事業者提案とします。
79	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	92	第3章	第11節	1	5)				共通事項5)	「コンピュータシステムが機能しない場合においても、系列ごとの非常停止操作が可能なものとする。」とは、ハード回路による非常停止回路を構築するということでしょうか。また、既設同様としてよろしいでしょうか。	記載のとおりです。内容は事業者提案としますが、システムを更新するため、通常既設同様としないと考えます。
80	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	93	第3章	第11節	2	3)	(8)			建築関係運転制御	「建設設備関係運転制御 ①発停制御」は、既設同様としてよろしいでしょうか。	既設同様とします。
81	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	94	第3章	第11節	3	2)				ボイラ出口酸素濃度計 【新設】	本装置の設置位置は、より制御応答性を向上させるため、事業者提案としてよろしいでしょうか。	設置位置は事業者提案とします。

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)						
82	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	95	第3章	第11節	4	1)	(6)			中央監視制御装置【更新】	「商用電源停電時においても、無停電電源装置により計装電源を確保し、監視制御ができるものとすること。」について既設同様の回路を構築すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	97	第3章	第12節						見学者用啓発設備 【新設又は更新】	『ごみ焼却施設2階中央制御室の一部を改造し、見学者通路の拡幅及び啓発設備の設置をすること。』との記載がありますが、関係法令や既設の状況等を踏まえ、ご提案ください。	関係法令や既設の状況等を踏まえ、ご提案ください。
84	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	97	第3章	第12節						見学者用啓発設備 【新設又は更新】	『5か国語程度による表示または音声による説明とする。』との記載がありますが、『日本語と英語の計2か国語による表示または音声による説明とする。』としてもよろしいでしょうか。	本市は、英語圏をはじめ、中国語、ポルトガル語、ベトナム語などを使用される方々が多くいらっしゃいます。提案の内容によりますが、原則は5か国語程度の表記とします。日本語の理解が十分でない外国人の方も理解できる啓発設備を設置することとします。
85	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	99	第4章	第1節	1					ごみ焼却施設の耐震化	建築物をⅡ類(重要度係数1.25)の耐震性を有するように改造することとありますが、対象建築物は、ごみ焼却施設工場棟のみ(煙突、屎処理施設棟、管理棟、計量棟、水処理棟、洗車棟、油倉庫、屋外トイレ棟などは除外)とします。	お見込みのとおりです。
86	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	100	第4章	第1節	8					煙突の耐震化	ごみ焼却施設の耐震性能状況を確認したうえで、必要に応じて耐震補強工事を提案することとありますが、建物の重要度係数1=1.0で設計してもよろしいでしょうか。	煙突の耐震性能は、施設整備基本方針に沿った設計としてください。
87	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	101	第4章	第2節	2					沈下箇所への補修	補修方法は事業者提案でよろしいでしょうか。	補修方法は事業者提案とします。
88	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	102	第5章	第1節						ごみの外部搬出処理	環境対発第16033010号においては、三者契約ができるのは、当該SPCが請け負った業務において発生した残さである一般廃棄物の収集・運搬又は処分と規定されておりますが、本項目での三者契約は問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
89	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	102	第5章	第1節						ごみの外部搬出処理	外部搬出量の総量のうち、約38,000トンについては、貴市負担により、他自治体へ搬出し処理する予定となり、他自治体へ搬出する際に使用するコンテナは貴市において設置・撤去を行う。とありますが、以下のような懸念があります。 また、貴市が対応する搬出方法について協議させていただくことは可能でしょうか。 ・搬出車両が22tクラスのため、受け入れ先の施設でダンプができない可能性があります。 ・受け入れ可能な車両ですと、1台当たりの積載量が少ないため台数が多く必要となります。この場合、積込時間がゆかり所定の時間内に積込ができない可能性があります。 ・よって、外部搬出分は、直接ごみ収集車にて搬送いただくことが理想ですが、運用上問題が生ずる可能性があります。	協議は可能とします。 懸念事項についても、別途協議可能とします。
90	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	102	第5章	第1節						ごみの外部搬出処理	当グループの提案する工事工程は下記を提案しますが、よろしいでしょうか。(ごみ外部搬出を必要とする期間) ・令和9年4月～令和10年10月(19ヶ月間) ・令和11年4月～令和12年8月(17ヶ月間) 上記工事工程の場合において、当グループのごみ外部搬出金額を算定するため、各年度の工事に伴う炉停止期間について、 ①各年度月単位での、全体ごみの搬出量 ②同じく各年度月単位での、①のうち貴市が他自治体に搬出する量をご提示願います。①～②が、当グループが実施する外部搬出量(③)になります。ご提示いただけないと事業費が算出できません。	工事工程については、事業者提案となります。その為、①各年度月単位での、全体ごみの搬出量については事業者が積算する項目と考えます。 令和9年度から令和12年度までの②本市外部搬出想定量については、対面的対話の際に資料閲覧の時間を設けます。

No.	図書名	頁	項目								タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)							
91	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	102	第5章	第1節							ごみの外部搬出処理	ごみの搬出が想定どおり行えなかった場合等、不測の事態が生じた場合は、事業者が提案する処理先への搬出及び処理に協力することありますが、外部ごみ搬出量全体や、貴市が他自治体に外部搬出できるごみ量の変動により、当グループが実施するごみ搬出量が増加した場合の費用については、貴市ご負担と考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
92	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	102	第5章	第1節							ごみの外部搬出処理	事業者が負担するごみの外部搬出について、天候等によりごみの外部搬出が出来ない場合について、貴市所掌にて他自治体に搬出していただけるものとしてよろしいでしょうか。	別途本市との協議により決定します。
93	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	102	第5章	第1節							ごみの外部搬出処理	『年度別の他自治体への搬出量については、令和9年度～12年度の4年間で概ね均等とする』とありますが、ごみの外部搬出の必要量に応じた割合としていただけないでしょうか。(月ごとの外部搬出の必要量も異なるため、必要量に応じた割合で他自治体へ搬出いただけないと余剰電力量やピット残量に不都合が生じます。また、外部搬出量削減の観点からも搬出必要量に応じた割合とすることが望ましいと考えます。)	ごみの外部搬出量については、ピット残量や安定稼働を踏まえて、事業者と協議の上で、決定することとします。
94	要求水準書 (基幹的設備改良工事編)	102	第5章	第1節							ごみの外部搬出処理	し尿処理施設の脱水汚泥について、他自治体への搬出はご検討されているでしょうか。	し尿処理施設の脱水汚泥について、他自治体への搬出は検討しておりません。
95	要求水準書 (管理運営業務編)	4	第1章	第1節	1						施設整備基本方針 2.焼却エネルギー活用の向上による「地域のエネルギーセンター」化	「焼却した際の熱や電気を最大限かつ効率的に活用する「地域エネルギーセンター」としての位置づけを明確にし、低炭素型社会及び循環型社会における中核施設として付加価値を有する施設を目指す。」とありますが、エネルギー管理指定工場等に係るエネルギー管理業務については貴市の所掌範囲と理解してよろしいでしょうか。	本市ごみ焼却施設にて発生するエネルギーは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律にて定義されるエネルギーではないため、国への報告義務の対象外となります。
96	要求水準書 (管理運営業務編)	6	第1章	第1節	3	2)	(3)				売電に関する契約業務	売電に関する契約業務は貴市の業務範囲となっていますが、契約業務にかかる費用に関しても貴市の所掌範囲と考えてよろしいでしょうか。	売電の契約業務に係る費用は本市において負担します。
97	要求水準書 (管理運営業務編)	7	第1章	第1節	4						管理運営期間	乖離請求期間が設定されていませんが、乖離が確認された場合には都度、貴市と協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	要求水準書 (管理運営業務編)	7	第1章	第1節	4						管理運営期間	「焼却灰等の運搬業務」「焼却灰等の資源化業務」「焼却灰等の処分業務」はいずれも期間は25年間となっており、※で管理運営期間が変更となる場合は、本市と協議の上で決定する。と記載されておりますが、25年間の長期契約を灰運搬・灰資源化・灰処理会社と交わすことは難しいため、要求水準書(案)において示されていた通り(「焼却灰等の資源化業務」は単年度契約更新とする)上記3業務に関し、単年度契約更新に変更できないでしょうか。	焼却灰等の運搬業務・資源化・処理業務は、管理運営業と一体とし、管理運営期間25年間の契約とします。
99	要求水準書 (管理運営業務編)	7	第1章	第1節	4						管理運営期間	「焼却灰等の処分業務」の期間が25年間となっていますが、最終処理場での受入が不可となった場合には、資源化への代替が必要と予測しています。このようになった場合、差額は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案に基づいて、焼却灰の運搬、資源化、最終処分を行うことを基本とします。ご質問の状況が生じた場合には、事業者の責任において、代替先の確保を求めます。一方で、代替先での処理がその後の運営期間の経済性・効率性において、不適切と考えられる場合は協議を行い、合理的であると市が判断した場合は、負担について調整を行います。

No.	図書名	頁	項目								タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)							
100	要求水準書 (管理運営業務編)	12,13	第1章	第2節	2	2)	(3)				一般廃棄物と判断できる汚泥工場から排出されるもの	し尿及び浄化槽汚泥のうち、処理対象物として「その他、一般廃棄物と判断できる汚泥(デイスポージャー汚泥を除く)」が挙げられており、例示として「工場から排出されるもの」と記載されていますが、その性状と年間の搬入量および頻度の実績および予定があればご教示ください。	現在、本市施設で搬入を受けているものは、工場からのものであっても一般廃棄物(トイレ・食堂等)のみのため、通常の浄化槽汚泥と性状は変わりません。 搬入量、頻度については、その槽が接続しているのが事務所か工場かの把握ができていないため不明です。 本項目は、新規で工場から搬入相談があった際、汚泥が処理に際して問題ない成分かを確認する目的のものです。
101	要求水準書 (管理運営業務編)	13	第1章	第2節	2	2)	(3)				搬入前に管理運営事業者による水質検査	(3)のうち工場から排出されるものについては、し尿処理施設での処理に影響が無いことを確認するため、搬入前に管理運営事業者による水質検査を行いとありますが、ここでの「水質検査」とは「し尿処理施設にある分析室で行う分析による水質検査の範囲」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
102	要求水準書 (管理運営業務編)	14	第1章	第2節	2	5)	(1)				希釈倍率 3倍程度	希釈倍率は「3倍程度とする。」と記載がありますが、ここでの「3倍程度」とは通常時の目安であり、受入量や処理水質に応じて増減しても良いという理解でよろしいでしょうか。	希釈倍率(3倍程度)については、外部と協定を結んでいるため厳守願います。 ただし、3倍程度の希釈では放流基準を満たせないと判断した場合に希釈倍率を上げることは構いません。逆に希釈倍率を減らすことは不可とします。 なお、放流量は決まりが無いため、受入量や処理水質に応じて増減しても構いません。
103	要求水準書 (管理運営業務編)	14,15	第1章	第2節	2	5)	(4)	表9			簡易検査の頻度	表9にて毎日実施する簡易検査の基準をお示し頂いてますが、要求水準書添付資料－15 令和6年度し尿処理施設作業計画書の週間予定表に記載の頻度を参考に実施すればよいという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
104	要求水準書 (管理運営業務編)	15	第1章	第2節	2	5)	(4)	表10			13 六価クロム化合物基準値	下水排除基準中の「13 六価クロム化合物」の基準については、記載の0.5mg/Lと、「安城市事業場排水の手引き(令和6年4月改正版)」に記載の0.2mg/Lと差異があります。 「13 六価クロム化合物」の基準については、より厳しい基準となる「安城市事業場排水の手引き」に記載の0.2mg/Lという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
105	要求水準書 (管理運営業務編)	14,15	第1章	第2節	2	5)	(4)				下水排除基準 検査実施頻度	表10にて月に1回検査を実施する検査の基準をお示し頂いてますが、閲覧資料に現状の外部公定分析頻度が年に1回であることを示す資料(臭気・水質測定業務仕様書 表－3 有害物質等分析△印:年1回実施項目)を確認致しました。 当該検査は月に1回実施するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
106	要求水準書 (管理運営業務編)	15	第1章	第2節	2	5)	(4)	表10			下水排除基準対象物質	表10にて下水排除基準をお示し頂いていますが、COD、大腸菌(群)数、色度は下水道排除基準値が設定されていない項目である為、受託者の裁量により分析実施の判断が可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
107	要求水準書 (管理運営業務編)	20	第1章	第3節	11						保険	本市は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件災害共済会)等、必要な保険に加入する予定である。とありますが、地震等が発生し、建物(水槽含む)及び機械・配管類、電気設備に損害が発生した場合には、安城市様が加入される当該保険により復旧されるとの理解でよろしいでしょうか。	別途本市との協議により決定します。
108	要求水準書 (管理運営業務編)	20	第1章	第3節	11						保険	本市は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済(公益社団法人全国市有物件災害共済会)等、必要な保険に加入する予定である。とありますが、その保険の内容(補償対象・支払い限度額・免責金額等)を開示願います。	対面的対話の際に資料閲覧の機会を設けます。

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)						
109	要求水準書 (管理運営業務編)	20	第1章	第3節	12					地域振興	地元住民の定義は市内に住んでいる場合と理解してよろしいでしょうか。また本市内の事業者とは市内に営業所がある事業者も含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	要求水準書 (管理運営業務編)	23	第1章	第4節	6	6)				次期管理運営事業者への運転教育	「次期管理運営事業者に対し、最低3か月以上の運転教育を行うこと」とありますが、これは管理運営期間満了日(し尿処理施設の場合は令和19年3月末)までに運転教育が終了するスケジュールで行うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	要求水準書 (管理運営業務編)	23	第1章	第4節	6	8)				業務期間終了後、施設を廃止する場合の状態	業務期間終了後、施設を廃止する場合は以下の状態とすること。とあり「可能な限り撤去すること」とありますが、重機や特殊器具等を使用せず、水中ポンプで吸引できる範囲等の通常の運転管理業務範囲内での対応と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	要求水準書 (管理運営業務編)	24	第2章	第2節	1	11)				有資格者の配置 11)圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者	第一種圧力容器取扱作業主任者の選任は圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者の他、ボイラー技士の選任が認められていますが、圧力容器取扱作業主任者技能講習修了者にかえてボイラー技士の配置としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	要求水準書 (管理運営業務編)	27	第3章	第2節	4	2)				用役管理の規定	2)用役管理の規定において「し尿処理は1か月の使用量を切ったら発注しておくこと」とありますが、消防法で制限されている保管量を上限としてもよろしいでしょうか。	保管量の上限は、関係法令で定められている量とします。
114	要求水準書 (管理運営業務編)	27	第3章	第2節	4	6)				管理棟の電話料金	管理棟の電話料金は本市負担とする。とありますが、貴市で利用されるインターネット通信費も貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
115	要求水準書 (管理運営業務編)	28	第3章	第2節	8					売電の事務手続き	管理運営事業者は、売電に係る事務手続きを行うこと。なお、売電収益は本市に帰属する。とありますが、「売電に関する契約業務」は貴市の範囲となっています。売電に係る事務手続きについての具体的な内容を御教示ください。	電力会社等に提出する書類作成、電力会社との事前協議等になります。
116	要求水準書 (管理運営業務編)	28	第3章	第2節	8					売電の事務手続き	売電については、貴市の所掌範囲ですので、エネルギー指定工場に求められる国への資料の作成及び提出については、貴市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	No.95参照
117	要求水準書 (管理運営業務編)	30	第4章	第1節	1	7)				電話対応	電話自動応答の導入を検討してもよろしいでしょうか。	可としますが、内容については本市と協議することとします。
118	要求水準書 (管理運営業務編)	30	第4章	第1節	1	7)				電話対応	(9)ごみステーション収集に関する問い合わせ、及び(10)不法投棄に関する問い合わせについて、事業者は取次ぎのみで貴市で対応するものと考えてよろしいでしょうか。	電話対応の案内をお渡ししますので、管理運営事業者にて対応をお願いします。本市へ取り次ぐものは、お渡しした案内での対応が難しい場合のみとします。
119	要求水準書 (管理運営業務編)	30	第4章	第1節	1	7)	(3)			許可業者からのし尿処理施設の搬入量調整	(3)許可業者からのし尿処理施設の搬入量調整とありますが、し尿や浄化槽汚泥の搬入については受託者と搬入業者の契約が無いことから、受託者は搬入業者へ意見する権限が無いと見込みます。「受託者の行う調整」とは貴市が収集許可業者と搬入量を調整し、受託者は助言を行なう。という理解でよろしいでしょうか。	受託者が行う調整は、受託者が行う搬入量の調整に基づき、本市が収集許可業者と搬入量の調整を行います。
120	要求水準書 (管理運営業務編)	31	第4章	第1節	4					ごみ処理手数料の徴収等 (料金徴収方法の確認)	管理運営期間中に本市がキャッシュレス決済の取り扱いを決め、設備等を導入した場合は、現金決済に加えキャッシュレス決済にも対応すること。とありますが、設備の導入費用および手数料は、貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
121	要求水準書 (管理運営業務編)	31	第4章	第1節	4					ごみ処理手数料の徴収等 (料金徴収方法の確認)	キャッシュレスの契約者・手数料納入等は、契約者と受取業者の一致が必要であることから貴市が契約者となることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
122	要求水準書 (管理運営業務編)	31	第4章	第1節	4					ごみ処理手数料の徴収等 (料金徴収方法の確認)	ごみ処理手数料の金融機関への振り込みにおいて、振込人の名称が代表企業ではなく、代行業を委託する企業の名称でもよろしいでしょうか。	事前に本市へ代行委託事業者を報告することにより可とします。

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)						
123	要求水準書 (管理運営業務編)	34	第5章	第1節	2	8)				搬入量の管理	8)搬入量の管理 収集許可業者3社との搬入量を処理業務に支障をきたさないよう調整するとありますが、し尿や浄化槽汚泥の搬入については受託者と搬入業者の契約が無いことから、受託者は搬入業者へ意見する権限が無いと見込みます。「受託者の行う調整」とは貴市が収集許可業者と搬入量を調整し、受託者は助言を行なう。という理解でよろしいでしょうか。	受託者が行う調整は、受託者が行う搬入量の調整に基づき、本市が収集許可業者と搬入量の調整を行います。
124	要求水準書 (管理運営業務編)	34	第5章	第1節	3	6)				電気保安内容	電気設備の年次点検・月次点検(法定点検)については、電気主任技術者が実施するか、あるいは電気主任技術者の監督の下で実施する必要があるものと理解しておりますが、電気事業法施行規則第52条第2項に基づき法定点検を電気保安法人に外部委託することは可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	電気主任技術者を選任してください。同規則には該当しません。
125	要求水準書 (管理運営業務編)	35	第5章	第1節	5	2)				し尿処理施設整備計画	最新版の「し尿処理施設整備計画」を開示願います。	対面的対話の際に、資料閲覧の機会を設けます。
126	要求水準書 (管理運営業務編)	35	第5章	第1節	5	2)				し尿処理施設整備計画	「し尿処理施設整備計画」に基づき、各種計画書を作成し、当該年度の前年度までに、承諾を得ることと記載がありますが、突発的な状況変化などが発生した場合は、必要に応じてその都度、協議により変更が可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	要求水準書 (管理運営業務編)	35	第5章	第1節	5	2) 5)				し尿処理施設整備計画	突発的な状況変化に対して整備計画を見直し対応しますが、当初計画していた整備費用を超過することが見込まれた場合は、貴市との協議の上で、その費用を請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	本市との協議により決定します。
128	要求水準書 (管理運営業務編)	35	第5章	第1節	5	6)				災害時対応と費用	災害復旧費用については、受託者の責ではない修繕対応となるため、貴市に修繕費用を請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	第5章1節5. 6) とご質問の関連は不明ですが、災害時の復旧に関して、受託者の責でない修繕に対しては、本市が費用を負担します。
129	要求水準書 (管理運営業務編)	36	第5章	第1節	6	5)				浄化槽台帳システム	「浄化槽台帳システム」は現在、安城市担当者様が管理運営されているものと理解しております。 受託者へシステムパソコンの貸与、管理運営・使用方法について貴市から引継ぎが行われるという理解でよろしいでしょうか。	パソコンについては、受託者のパソコンをご利用ください。現在のシステムはMicrosoft Access (Microsoft 365 32ビットバージョン) で作成されたもののため、Microsoft Access (Microsoft 365 32ビットバージョン) を利用できるパソコンをご用意ください。 引継ぎについてはお見込みのとおりです
130	要求水準書 (管理運営業務編)	36	第5章	第1節	6	5)				浄化槽台帳システム	浄化槽台帳システム)について、現在の使用頻度や業務量についてご教示願います。	現在の入力作業は、数日分の「汚泥搬入内訳書」をまとめて入力する運用をしていますが、1日分の「汚泥搬入内訳書」の処理に対し1時間弱と考えています。
131	要求水準書 (管理運営業務編)	36	第5章	第1節	6	5)				浄化槽台帳システム	「浄化槽台帳システム」について、パソコンやシステムの修繕および更新は貴市が行なうとの理解でよろしいでしょうか。	パソコンについては、受託者のパソコンをご利用いただくため、受託者で行うこととします。 システムについては、本市で行います。
132	要求水準書 (管理運営業務編)	36	第5章	第1節	7	5)				個人別浄化槽搬入実績報告	個人別浄化槽搬入実績報告は収集許可業者から提出されるものであり、受託者はその書面を貴市へ提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「浄化槽台帳システム」への入力もありますので、本市への提出タイミングについては受託者との協議とします。
133	要求水準書 (管理運営業務編)	38	第6章	第1節						焼却灰等運搬業務本業務の概要	令和8年～14年度は灰をアセックへ運搬することとなり、貴市所有の車両を貸与していただくことを考えています。しかしながら、その車両は老朽化しており、令和14年度まで持たないことが予想されますので、車両の更新については貴市所掌と理解しておりますが、よろしいでしょうか。	車両更新予定はありません。現在の車両が廃車となった場合は、受注者の車両にて運搬してください。
134	要求水準書 (管理運営業務編)	43	第7章	第2節	1	10)				焼却灰等の安定かつ適正な資源化	尚書にある「受注者」とは、「焼却灰等資源化業務委託契約書(案)」で定義される「受注者」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)						
135	要求水準書 (管理運営業務編)	43	第7章	第2節	1	10)				焼却灰等の安定かつ適正な資源化	焼却灰(落じん灰)を回収することと記載されていますが、現在落じん灰回収装置は設置されていないと思われます。装置の設置は貴市所掌でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	要求水準書 (管理運営業務編)	47	第9章	第1節						本施設の維持管理業務	「本市は、本施設の南側敷地の拡張を予定している。当該区域整備後の令和14年度以降は、維持管理業務の対象範囲とする。当該区域の維持管理業務については、整備内容決定後に本市及び管理運営事業者において協議することとする。」と記載があります。維持管理に必要な費用は協議結果によって別途契約にて貴市から管理運営業者へ支払われるものと認識しておりますが、間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	要求水準書 (管理運営業務編)	48	第9章	第2節	4	1)	5)			照明設備	令和15年度までは本市にて管理する。令和16年度以降、修繕が必要な場合は事業者が対応すること。とありますが、メンテナンス費用を算出するため、令和15年度までの整備予定や令和16年度時点でのLED化などの設備構成をご教示願います。	整備予定については、故障したら修繕を行います(年度ごとの定期メンテナンスはございません。)。設備構成については、10月に予定している対面的対話の際に参考資料を開示します。なお、開示する資料は昨年度更新を行った箇所のものであります。今年度更新を行うものについては、まだ更新作業が完了していないため、開示する資料がございません。
138	要求水準書 (管理運営業務編)	49	第9章	第2節	4	9) 10)				多目的広場 グランドゴルフ場(あずま屋)	受付管理および電話対応に、多目的広場およびグランドゴルフ場(あずま屋含む)に関する記載がありませんが、多目的広場およびグランドゴルフ場(あずま屋含む)の利用管理(受付、利用者数把握、掲示等)は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
139	要求水準書 (管理運営業務編)	49	第9章	第2節	4	9) 10)				多目的広場 グランドゴルフ場(あずま屋)	芝刈りや利用用具等の管理が含まれておりますが、あずま屋の塗装などの構造物や設備等の修繕について具体的な記述がありません。これらの修繕については、事業者の所掌範囲に含まれますでしょうか。含まれる場合には具体的な構造物や設備をご教示願います。	あずま屋について、構造物の修繕は所掌範囲に含まれますが、清掃・巡視は事業者の所掌範囲とします。
140	要求水準書 (管理運営業務編)	49	第9章	第2節	4	10)				グランドゴルフ場(あずま屋)	要求水準書添付資料-1の事業実施区域の範囲には、あずま屋は含まれていないと思われます。間違いがあるようでしたら、正しい平面図をご提示願います。	要求水準書添付資料-1を修正します。
141	要求水準書 (管理運営業務編)	50	第9章	第2節	4	12)				汚水処理槽(3か所)	「また、清掃としては、年1回、処理槽内に堆積した汚泥を引き抜き、し尿処理施設への搬入を行うこと。」と記載がありますが、し尿処理施設が廃止になった後の処理はどのようにお考えでしょうか。	施設廃止検討時に協議します。なお、施設廃止に関する協議は、管理運営開始後6年目以降を予定しています。
142	要求水準書 (管理運営業務編)	52	第9章	第2節	表14					法定点検・検査項目 (参考)	電気設備の備考欄に、保安規程に定めた点検(日常点検、月次点検、年次点検、臨時点検等)を定めた期間毎におこなう。とありますが、基幹的設備改良工事後は、事業者にて保安規程の変更を行ってもよろしいでしょうか。	必要がある場合、本市と協議の上、保安規定を変更することは認めます。しかし、現在の保安規定の点検期間等について変更する必要性は認めておりません。
143	要求水準書 (管理運営業務編)	54	第9章	第3節	2					し尿処理施設整備計画	し尿処理施設については、「し尿処理施設整備計画」に基づき、以下に示す補修工事、更新工事及び保全工事の計画書を作成し、当該年度の前年度までに各計画書及び予算について本市と協議のうえ承諾を得ること。とありますが、それぞれの工事の関連性を理解しやすくするために、一つに纏めてもよろしいでしょうか。	計画の構成は事業者提案とします。
144	要求水準書 (管理運営業務編)	56,57	第9章	第3節	6	表19				特定部品リスト (し尿処理施設)	特定部品リストに示す部品を使用することを原則とするが、事業者の判断で使用部品を変更する場合には、本市の承諾を得ること。とありますが、施工計画書等で使用部品等の明細を提出し、承諾を得るとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
145	要求水準書 (管理運営業務編)	59	第9章	第6節						精密機能検査等	過去の精密機能検査結果報告書を公開ください。	対面的対話の際に、資料閲覧の機会を設けます。

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)						
146	要求水準書 (管理運営業務編)	59	第9章	第6節	1					精密機能検査等	精密機能検査の初回は令和8年度に実施すること。とされていますが、周期通りであれば令和10年度が初回と想定されます。初回の実施を令和10年度に変更していただけないでしょうか。	初回は令和8年度実施とします。
147	要求水準書 (管理運営業務編)	59	第9章	第6節	2					精密機能検査等	管理運営事業者は、1年に1回以上の頻度で、本施設の機能検査を実施すること。とありますが、機能検査は第三者機関の実施する検査ではなく、運営事業者が決めた仕様で主体的に実施するものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	要求水準書 (管理運営業務編)	62	第10章	第2節	表20					管理運営期間中の測定項目(ごみ焼却施設)	測定頻度2か月に1回以上とありますが、焼却停止等で2か月目に測定が出来ない場合に焼却運転している月にずらして測定し、年6回測定を満たすように実施することとしてもよいでしょうか。	焼却停止等で2か月目に測定が出来ない場合に焼却運転している月にずらして測定し、年6回測定を満たすように実施するものとしします。
149	要求水準書 (管理運営業務編)	63	第10章	第3節						排ガス等の基準値を超えた場合の対応	連続測定の項目に水銀が含まれていますが、P.62表20の測定頻度の項目では6か月を超えない範囲で測定とされています。表20の通り、水銀は連続測定の対象外との理解でよろしいでしょうか。	水銀は連続測定の対象外です。
150	要求水準書 (管理運営業務編)	70	第11章	第6節	5					災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	「管理運営事業者は防災備蓄倉庫に保管している防災備蓄品の支給を行う」とありますが、以下項目についてご教示願います。 ①防災備蓄倉庫の場所 ②保管してある備蓄品の種類と備蓄量	ご質問項目について要求水準書から削除し、修正します。
151	要求水準書 (管理運営業務編)	70	第11章	第6節	5					災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	「災害発生時には、管理運営事業者は防災備蓄倉庫に保管している防災備蓄品の支給を行う等、適切な対応を行うこと」とありますが、防災備蓄品の調達・管理については貴市の所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご質問項目について要求水準書から削除し、修正します。
152	要求水準書 (管理運営業務編)	70	第11章	第6節	8					災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	「備蓄する非常食等は賞味期限を確認し、備蓄品が無駄にならないよう有効利用等を図ること。」とありますが、対象は運営事業者が準備する従業員用の備蓄品との理解でよろしいでしょうか。	ご質問項目について要求水準書から削除し、修正します。
153	要求水準書 (管理運営業務編)	78	第14章	第16節	1					その他管理記録報告	管理運営事業者は、年に2回、財務諸表を本市に提出すること。とありますが、SPCを設立しない場合は代表企業の財務諸表との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
154	要求水準書 (管理運営業務編)	84	第15章	第2節	表26					具体的なモニタリング手順(参考)	定期モニタリングの中に「財務諸表を提出する」とありますが、SPCを設立しない場合は代表企業の財務諸表との理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合は代表企業の財務諸表をご提出ください。
155	要求水準書 (管理運営業務編)									添付資料-13 ごみ焼却施設機械・電気設備保守点検基準表	添付資料-13に示す基準については基幹的設備改良工事にて仕様変更する機器が含まれているため参考とし、出来る限り基準を満たしながらも当社の実績に基づき経済性を考慮した維持管理計画をご提案する考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
156	要求水準書 (管理運営業務編)										要求水準書に記載されていない行事やイベントによる搬入予定や全停電不可の日程、所内工事不可の日程があればご教示願います。	安城市では、例年8月第1週頃に「安城市七夕まつり」が実施されており、土曜日及び日曜日に特別搬入が想定されます。また、12月29日は特別営業日と位置付けており、一般市民からのごみ搬入受付があります。年末年始はごみステーション回収に伴う許可業者による搬入が想定されます。なお、余熱利用施設の営業期間中は全停電不可となります。
157	基本協定書(案)	2								第1条の4 連帯債務	構成員は各構成員及び協力企業の責任及び債務を、連帯して負担するとの記載がありますが、例えば灰処理事業者等が管理運営業務に対する連帯債務を負うとするのは過大であると考えられ、協力企業が入札に参加することが難しくなるため、この項目の削除はできないでしょうか。	構成員の方々が協力し責任をもって受注者として、関連契約上の義務を履行していただくために、現案のとおりいたします。なお、協力企業は連帯責務を負うこととなっております。

No.	図書名	頁	項目								タイトル	質問・意見事項	回答
			第〇章	第〇節	1	(1)							
158	基本契約書(案)	4									第7条 連帯債務及び債務不履行等	構成員、協力企業は、本基本契約に基づく各構成員、各協力企業の責任及び債務を連帯して負担するものとする。との記載がありますが、連帯債務が含まれると入札への参加が難しくなるため、この項目の削除はできないでしょうか。	構成員及び協力企業を連帯債務負担者としていますが、基本協定第1条の4の条文と同様に、協力企業を除く構成員の方々が協力し責任をもって受注者として関連契約上の義務を履行していただくように修正します。
159	基本契約書(案)	8									第18条 性能保証に関する責任	冒頭部分で引用している「建設工事請負契約第33条の2」は「第32条(検査及び引渡し)」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ご指摘を踏まえて修正します。
160	建設工事請負契約書(案)	2									工事名	「安城機」は「安城市」と読み替えることでよろしいでしょうか。	「安城市」と読み替えてください。 ご指摘を踏まえて修正します。
161	建設工事請負契約書(案)	3									工事名	「安城機」は「安城市」と読み替えることでよろしいでしょうか。	「安城市」と読み替えてください。 ご指摘を踏まえて修正します。
162	建設工事請負契約書(案)	5									第1条第1項 総則	「要求水準書(基幹的設備改良工事編、官営運營業務編)」は「要求水準書(基幹的設備改良工事編、管理運營業務編)」と読み替えることでよろしいでしょうか。	「要求水準書(基幹的設備改良工事編、管理運營業務編)」と読み替えてください。 ご指摘を踏まえて修正します。
163	建設工事請負契約書(案)	11									第10条の2 管理技術者及び照査技術者	管理技術者及び照査技術者は建設コンサルタント業務において選任が必要となる技術者だと思われますので、削除をお願いします。	管理技術者及び照査技術者の選任は不要とし、削除します。
164	建設工事請負契約書(案)	12									第10条の3第7項 地元住民対応	受注者の提出した事業提案内容の実施に対する地域住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止等により発生する費用を負担するものとする。とありますが、事業者事由により、地域住民等第3者に損害を与えた場合は事業者が費用を負担するものと想定し、提案内容を含めた事業自体に関する反対運動等は、事業者負担の範囲外と理解してよろしいでしょうか。	ご質問の費用のうち、受注者の事業提案内容の実施に関する費用等は、建設工事請負契約第10条の3第7項に基づき受注者の費用負担とする一方、ご質問の費用のうち、同項に規定するもの以外に関する費用は同条第1項に基づき発注者の負担としています。 いずれに該当するかは、当該反対運動等の内容等その他の諸般の事情に照らして、個別に判断します。
165	建設工事請負契約書(案)	16									第20条 工事の中止	天災等の記載には新種の感染症も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	「天災等」に該当するかは、発生した事象ごとに個別に検討します。
166	建設工事請負契約書(案)	18									第25条 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	具体的な指標が記載されておりませんが、想定されている指標をご教示願います。	ご質問の指標としては、建設工事請負契約第25条第3項の「物価指数等」が挙げられます。ただし、これをもって特定の指標に限定するものではありません。
167	建設工事請負契約書(案)	18									第25条第2項 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	変更前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。と記載されていますが、1000分の15を超えた場合でも、1000分の15相当の金額は含まず、これを超えた金額のみ清算するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
168	建設工事請負契約書(案)	19									第29条第1項 不可抗力による損害	「不可抗力」には、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができない感染症の流行による影響や、紛争をはじめとした世界情勢の変化に伴う物品調達や物価高騰による影響なども含むという理解でよろしいでしょうか。	「天災等」(建設工事請負契約第20条第1項参照)に該当するかは、発生した事象ごとに個別に検討します。
169	建設工事請負契約書(案)	24									第38条第8項 部分払	支払い限度額に対応する各会計年度の出来高予定額に記載がありませんが、事業者より事業計画を提示後、記載されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
170	建設工事請負契約書(案)	27									第44条第1項第12号 発注者の催告によらない解除権	ごみの外部搬出業務委託契約、ごみの外部処理業務委託契約など契約終了の理由や契約終了後に代替企業との契約締結があるかにかかわらず、本号に掲げる契約が終了すれば、無条件で本号が適用にされるということでしょうか。	ご質問の場合に建設工事請負契約第44条第12号が適用されるという点はお見込みのとおりですが、同号に該当する場合には、発注者に解除権が付与されるにとどまり、実際に建設工事請負契約を解除するか否かは発注者の判断によります。

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)						
171	建設工事請負契約書(案)	27								第44条の2 発注者の損害賠償請求等	本条とほぼ同主旨の規定が第52条(発注者の損害賠償請求等)にもあります。発注者の損害賠償請求等としてはどちらの条が適用となりますでしょうか。	第44条の2を適用し、第52条は削除します。
172	建設工事請負契約書(案)	34								第55条第6項 契約不適合責任期間	本項と同等の定めをしている中央建設業審議会の「公共工事標準請負契約約款」第57条第6項、「建設工事標準下請契約約款」第47条第6項は、民法の契約不適合責任が過失責任主義であり、契約不適合責任期間が経過すれば受注者は免責となるものの、受注者に故意又は重過失がある場合にはこの免責を契約条件で排除することも合理的であるとの観点から定められていると理解しています。それを踏まえたと本項の「故意又は過失」は、「故意又は重過失」となるという理解でよろしいでしょうか。	本件の建物工事請負契約第55条第6項においては、「故意又は過失」と規定しており、「故意又は重過失」に限定していません。
173	建設工事請負契約書(案)	35								第55条第13項 契約不適合責任期間	本項で引用している「第10項の規定」は、「第11項の規定」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ご指摘を踏まえて修正します。
174	建設工事請負契約書(案)	35								第56条 火災保険等	受注者は火災保険・建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。とありますが、要求水準書(基幹的設備改良工事編)P.32では、火災保険・組立保険等に加えることとあります。上記の通り、異なる保険名称が記載されていますが、火災保険・建設工事保険・組立保険その他の保険等のいずれかに加入すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の保険名称はいずれも例示であり、適切な保険にご加入いただくことを前提としています。
175	ごみの外部搬出業務委託契約書(案)										本契約は貴市、受注者、建設事業者との三者契約を予定しているとのことですが、本契約は貴市と受注者との二者契約となっています。今後修正されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 今後修正します。
176	ごみの外部搬出業務委託契約書(案)	2								第2条第1項 委託料の支払い	「発注者は、受注者に対する本業務に関する委託料(以下「本件委託料」という。)を、建設工事請負契約に基づく建設費の一部として、同契約の規定に従って管理運営業務に係る管理運営事業者(以下「管理運営事業者」という。)に支払う。」となっていますが、「管理運営事業者」は、「建設事業者」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ご指摘を踏まえて修正します。
177	ごみの外部搬出業務委託契約書(案)	2								第2条第1項 委託料の支払い	「受注者は、受注者及び建設事業者の間で締結する付属契約において、建設事業者に対し、本件委託料を受注者に代わって受領する権限を付与するものとし、建設事業者から本件委託料を受領する」とありますが、「付属契約」は、別途貴市よりご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	外部搬出業務委託契約書は、当市(発注者)、受注者及び建設事業者間の三者契約を想定しているため、本件委託料の支払方法に関する条項はごみの外部搬出業務委託契約書に規定することとし、「付属契約」との文言は削除します。
178	ごみの外部搬出業務委託契約書(案)									対価の支払い方法	入札説明書及び本契約書(案)にも、支払方法が明記されておられません。ご教示をお願いします。また、本内容を契約書(案)へ記載願います。	外部搬出を行った実績に応じ、建設工事費と同じタイミングで建設事業者にお支払いする想定です。 外部搬出業務委託契約書は、本市、受注者及び建設事業者間の三者契約を想定しているため、本件委託料の支払方法に関する条項はごみの外部搬出業務委託契約書に規定することとし、「付属契約」との文言は削除します。
179	ごみの外部処理業務委託契約書(案)										本契約は貴市、受注者、建設事業者との三者契約を予定しているとのことですが、本契約は貴市と受注者との二者契約となっています。今後修正されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 今後修正します。

No.	図書名	頁	項目							タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)						
180	ごみの外部処理業務委託契約書(案)	2								第2条第1項 委託料の支払い	「発注者は、受注者に対する本業務に関する委託料(以下「本件委託料」という。))を、建設工事請負契約に基づく建設費の一部として、同契約の規定に従って管理運営業務に係る管理運営事業者(以下「管理運営事業者」という。))に支払う。」となっていますが、「管理運営事業者」は、「建設事業者」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ご指摘を踏まえて修正します。
181	ごみの外部処理業務委託契約書(案)	2								第2条第1項 委託料の支払い	「受注者は、受注者及び建設事業者の間で締結する付属契約において、建設事業者に対し、本件委託料を受注者に代わって受領する権限を付与するものとし、建設事業者から本件委託料を受領する」とありますが、「付属契約」は、別途貴市よりご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	外部処理業務委託契約書は、当市(発注者)、受注者及び建設事業者間の三者契約を想定しているため、本件委託料の支払方法に関する条項はごみの外部処理業務委託契約書に規定することとし、「付属契約」との文言は削除します。
182	ごみの外部処理業務委託契約書(案)									対価の支払い方法	入札説明書及び本契約書(案)にも、支払方法が明記されておられません。ご教示をお願いします。また、本内容を契約書(案)へ記載願います。	外部処理を行った実績に応じ、建設工事費と同じタイミングで建設事業者にお支払いする想定です。 外部処理業務委託契約書は、本市、受注者及び建設事業者間の三者契約を想定しているため、本件委託料の支払方法に関する条項はごみの外部処理業務委託契約書に規定することとし、「付属契約」との文言は削除します。
183	管理運営業務委託契約書(案)	3								第1条第1項 総則	「要求水準書(基幹的設備改良工事編、官営運営業務編)」は「要求水準書(基幹的設備改良工事編、管理運営業務編)」と読み替えることでよろしいでしょうか。	要求水準書(基幹的設備改良工事編、管理運営業務編)」と読み替えてください。 ご指摘を踏まえて修正します。
184	管理運営業務委託契約書(案)	3								第1条第2項 総則	本項で定める「契約の目的物(以下「成果物」という。))」は具体的に何を指しますでしょうか。	現時点で具体的に想定しているものはございません。業務を行う上で得られた記録等があれば、それも「成果物」に含まれますが(管理運営業務委託契約5条2項参照)、ご指摘を受けて、管理運営業務委託契約を修正します。
185	管理運営業務委託契約書(案)	7								第10条 管理技術者等	管理技術者は建設コンサルタント業務において選任が必要となる技術者だと思いますので、削除をお願いします。また、削除となった場合は、他条に記載されている「管理技術者」の文言の削除をお願いします。	管理技術者の選任は不要とします。 他条の「管理技術者」の文言も削除します。
186	管理運営業務委託契約書(案)	7								第11条 照査技術者	照査技術者は建設コンサルタント業務において選任が必要となる技術者だと思いますので、削除をお願いします。また、削除となった場合は、他条に記載されている「照査技術者」の文言の削除をお願いします。	照査技術者の選任は不要とします。 他条の「照査技術者」の文言も削除します。
187	管理運営業務委託契約書(案)	10								第27条 一般的損害	本条においては、受注者が善良な管理者の注意義務をもって業務を行ったにもかかわらず生じた損害について受注者は免責されるという理解でよろしいでしょうか。	本条においては、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害を除き、受注者の負担とすることを想定しています。
188	管理運営業務委託契約書(案)	11								第29条 不可抗力による損害	本条第1項のとおり不可抗力により「試験等に供される業務の出来形部分(以下この条及び第45条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたとき」に加え、不可抗力によりこの契約に基づく義務の履行ができなくなったときも本条第1項から第3項の定めに従うことを条件として受注者が負担した費用は発注者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力によりこの契約に基づく義務の履行ができなくなったときも、本条第1項から第3項の定めに従うことを条件として、第4項の定め範囲で発注者が費用を負担します。
189	管理運営業務委託契約書(案)	11								第29条第1項 不可抗力による損害	「不可抗力」には、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができない感染症の流行による影響や、紛争をはじめとした世界情勢の変化に伴う物品調達や物価高騰による影響なども含むという理解でよろしいでしょうか。	「天災等」(管理運営業務委託契約書第20条第1項参照)に該当するかは、発生した事象ごとに個別に検討します。

No.	図書名	頁	項目								タイトル	質問・意見事項	回答
			第〇章	第〇節	1	(1)							
190	管理運営業務委託契約書(案)	11									第29条第4項 不可抗力による損害	発注者は受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち、契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。とあり、100 分の1以内の費用は受注者負担となりますが、契約金額の100分の1は高額で、かつ事業年度が25年と長期間のため、該当年度の契約金額の100分の1としていただけないでしょうか。 上記の場合、第29条第6項の数次にわたる不可抗力は、該当年度における数次にわたる不可抗力と致します。	管理運営期間が25年間の長期にわたる契約であり、契約金額も高額となることが予想されるため、当該事業年度の契約金額の100分の1とすることとします。
191	管理運営業務委託契約書(案)	12									第32条の3 運営業務委託費の支払い	運営業務委託費の支払いについては、本条の定めにかかわらず、第32条の2、「入札説明書」添付資料「入札説明書添付資料－4 対価の支払方法について」とおりになるとの理解でよろしいでしょうか。	第32条の2は運営業務委託費の金額について定め、第32条の3は運営業務委託費の支払いの手順について定めており、いずれも詳細は設計図書(入札説明書を含みます)(第1条第1項参照)に定めることとしているため、詳細は設計図書をご参照ください。
192	管理運営業務委託契約書(案)	13									第32条の5 運営業務委託費の見直し	詳細については、別紙1に定めるところによる。と記載されていますが、別紙1が添付されておりませんので、ご提示をお願いします。	第32条の5の別紙1については、入札説明書添付資料-4 対価の支払方法についての「4. 管理運営業務委託費の改定」の部分を用意するものですので、管理運営業務委託契約書の巻末に別紙1を追加します。
193	管理運営業務委託契約書(案)	14									第34条の2 性能保証に関する責任	受注者は、本施設について、異常事態又は業務水準の未達成が発生した原因が、本施設がその種類、品質、数量、権利その他の事項に関して契約不適合によるのか又は受注者の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、本施設について異常事態が発生した場合又は業務水準が達成されなかった場合に受注者が負う義務の負担を免れることはできず、建設事業者と連帯してこれを負担する。とありますが、入札説明書添付資料3 本事業の業務範囲分担表で貴市の業務範囲である場合は、該当しないとしてよろしいでしょうか。	本条は、受注者は、本施設について異常事態又は業務水準の未達成が発生した原因が、契約不適合によるのか又は受注者の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、本施設について異常事態又は業務水準の未達成が発生した場合に受注者が負う義務の負担を免れることはできず、建設事業者と連帯してこれを負担する旨を規定するものです。
194	管理運営業務委託契約書(案)	14									第34条の2 性能保証に関する責任	本条は、事業者に責任のある場合についての規定との理解でよろしいでしょうか。	受注者の免責が認められない事由(条文中、受注者の義務の不履行による場合に限られません。)及び建設事業者との連帯債務について規定するものです。
195	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)											本契約は貴市、受注者、管理運営事業者との三者契約を予定していることですが、本契約は貴市と受注者との二者契約となっています。今後修正されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 今後修正します。
196	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)	2									第2条第1項 委託料の支払い	「受注者は、受注者及び管理運営事業者の間で締結する付属契約において、管理運営事業者に対し、本件委託料を受注者に代わって受領する権限を付与するものとし、管理運営事業者から本件委託料を受領する」とありますが、「付属契約」は、別途貴市よりご提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	焼却灰等運搬業務委託契約書は、本市、受注者及び管理運営事業者間の三者契約を想定しているため、本件委託料の支払方法に関する条項は焼却灰等運搬業務委託契約書に規定することとし、「付属契約」との文言は削除します。
197	焼却灰等運搬業務委託契約書(案)										対価の支払い方法	本契約書(案)に記載されておりませんが、入札説明書 P.47 3)業務委託費B(変動費Ⅱ)焼却灰等の運搬委託費に記載されている通りとの理解でよろしいでしょうか。 また、本内容を契約書(案)へ記載願います。	お見込みのとおりです。 なお、焼却灰等運搬業務委託契約書第2条第1項には「管理運営業務委託契約に従って」支払うと規定しており、管理運営業務委託契約第32条の2第1項では、「設計図書に定めるところにより算定される金額」を支払うと規定しています。そして、「設計図書」には入札説明書が含まれていますので(同契約第1条第1項参照)、ご質問の点は既に規定済みと理解しております。

No.	図書名	頁	項目								タイトル	質問・意見事項	回答
			第○章	第○節	1	(1)							
198	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)											本契約は貴市、受注者、管理運営事業者との三者契約を予定しているとのことですが、本契約は貴市と受注者との二者契約となっています。今後修正されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 今後修正します。
199	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)	2									第2条第1項 委託料の支払い	「受注者は、受注者及び管理運営事業者の間で締結する付属契約において、管理運営事業者に対し、本件委託料を受注者に代わって受領する権限を付与するものとし、管理運営事業者から本件委託料を受領する」とありますが、「付属契約」は、別途貴市よりご提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	焼却灰等資源化委託契約書は、本市、受注者及び管理運営事業者間の三者契約を想定しているため、本件委託料の支払方法に関する条項は焼却灰等資源化業務委託契約書に規定することとし、「付属契約」との文言は削除します。
200	焼却灰等資源化業務委託契約書(案)										対価の支払い方法	本契約書(案)に記載されておりませんが、入札説明書 P.47 4)業務委託費B(変動費Ⅱ)焼却灰等の資源化委託費に記載されている通りとの理解でよろしいでしょうか。また、本内容を契約書(案)へ記載願います。	お見込みのとおりです。 なお、焼却灰等資源化業務委託契約書第2条第1項には「管理運営業務委託契約に従って」支払うと規定しており、管理運営業務委託契約第32条の2第1項では、「設計図書に定めるところにより算定される金額を支払うと規定しています。そして、「設計図書」には入札説明書が含まれていますので(同契約第1条第1項参照)、ご質問の点は既に規定済みと理解しております。
201	焼却灰等処分業務委託契約書(案)											本契約は貴市、受注者、管理運営事業者との三者契約を予定しているとのことですが、本契約は貴市と受注者との二者契約となっています。今後修正されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 今後修正します。
202	焼却灰等処分業務委託契約書(案)	2									第2条第1項 委託料の支払い	「受注者は、受注者及び管理運営事業者の間で締結する付属契約において、管理運営事業者に対し、本件委託料を受注者に代わって受領する権限を付与するものとし、管理運営事業者から本件委託料を受領する」とありますが、「付属契約」は、別途貴市よりご提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	焼却灰等処分業務委託契約書は、本市、受注者及び管理運営事業者間の三者契約を想定しているため、本件委託料の支払方法に関する条項は焼却灰等処分業務委託契約書に規定することとし、「付属契約」との文言は削除します。
203	焼却灰等処分業務委託契約書(案)										対価の支払い方法	本契約書(案)に記載されておりませんが、入札説明書 P.47 5)業務委託費B(変動費Ⅱ)焼却灰等の処分委託費に記載されている通りとの理解でよろしいでしょうか。 また、本内容を契約書(案)へ記載願います。	お見込みのとおりです。 なお、焼却灰等処分業務委託契約書第2条第1項には「管理運営業務委託契約に従って」支払うと規定しており、管理運営業務委託契約第32条の2第1項では、「設計図書に定めるところにより算定される金額を支払うと規定しています。そして、「設計図書」には入札説明書が含まれていますので(同契約第1条第1項参照)、ご質問の点は既に規定済みと理解しております。